

第 1 1 号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 4 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第26条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第29条第1項の表第6号中「50万円」を「51万円」に改め、同表第7号中「この号において」を「この号及び附則第15項において」に、「及び第29条第4項」を「、第29条第4項及び附則第15項」に改める。

附則第14項の見出し中「平成22年度以降」を「平成22年度から平成30年度までの各年度分」に改め、同項中「当分の間、平成22年度以降」を「平成22年度から平成30年度までの各年度分」に改め、附則に次の1項を加える。

（令和元年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例）

15 当分の間、令和元年度以後の年度分の第29条第1項の表第7号による国民健康保険税の減免については、資格取得日の属する月から2年を経過した月以後も、引き続き旧被扶養者に係る第3条及び第7条の規定により算定する額を免除する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。